

BRSO基本課程 認定校基準規程(細則)

平成 20 年 6 月

有限責任中間法人ボディリラクゼーション従事者安全・安心機構

平成 20 年 6 月 6 日制定

B R S O 基本課程 認定校基準規程(細則)

第1 条 認定校基準規定 3 条 5 項及び 5 条 5 項で定める認定料は、金 16 万円とする。

附 則

- 1 この規程は平成 20 年 6 月 6 日から適用する。
- 2 この規程は、理事会の議決により変更することができる。